

生体情報・RI 実験分野機器等貸し出し要項

平成 21 年 6 月 9 日

生体情報・RI 実験分野 分野長

- 1) 生体情報・RI 実験分野の機器は、他の利用者に支障のない範囲で、分野施設外での使用を希望する者に対し、一時貸し出しすることができる。
- 2) 生体情報・RI 実験分野の機器の一時貸し出しを希望する者(以下申請者)は、別紙の借用願を提出し、分野長の許可を得るものとする。
- 3) 貸し出し期間は3か月以内とするが、1)および2)の条件の下に更新できる。
- 4) 該当機器に使用簿が備えられている場合、機器の利用者はその使用簿に利用記録を記載すること。
- 5) 利用者の責により該当機器の修理が必要となった場合、修理費用は借用責任者の負担とする。
- 6) 貸し出し期間内であっても、他の利用者から該当機器の使用要望が寄せられた場合、分野長がその緊急性を認めて、該当機器の返却を求めることができる。
- 7) 返却時には、申請者は該当機器を整備し、貸し出し前の設定に戻しておくこと。
- 8) 該当機器の設置場所からの搬出および設置場所への搬入は、申請者が行うこと。
- 9) 分野長は申請者が上記の内容に同意したものと見なして、機器の分野施設外への持ち出しと、その使用を許可する。